平成２２年（フ）第３５５８号
大阪市西区南堀江４丁目25番３号　513
破産者　ニシヤマこと　西山　　聡
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６３６号
大阪市西淀川区御幣島２丁目６番15―405号
破産者　新井同植こと　朴　　同植
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６３７号
大阪市西淀川区御幣島２丁目６番15―405号
破産者　横田　順子
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２３号
神戸市須磨区大田町４丁目３番７号　フェニックス板宿302号
破産者　稲岡　勇二
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８８号
神戸市東灘区西岡本４丁目９番12号ローヤルハイツ402号
破産者　吉川　純子
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１０４号
兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目２番23号　メゾンコギト武庫豊町201号、前住所兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目４番１―703号
破産者　堀　　久美（旧姓吹田）
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１号
兵庫県尼崎市名神町２丁目９番１号　メゾン・ド・タカショウ502、開始決定時の住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目32番１―602号
破産者　鈴木　繁之
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２号
兵庫県尼崎市名神町２丁目９番１号　メゾン・ド・タカショウ502、開始決定時の住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目32番１―602号
破産者　鈴木　智美
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０６号
兵庫県西宮市古川町３番７―406号
破産者　水原　啓次
1　決定年月日　平成22年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３号
茨城県龍ケ崎市平台２丁目11番地７
破産者　金子　知道
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２２号
石川県小松市大領町ロ236番地
破産者　辻　　隆志
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第２０６号
愛知県岩倉市大地町西町畑18番地２　アーバンステージ岩倉Ａ棟202号
破産者　河田　　康
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１７４号
愛知県犬山市上野新町479番地１
破産者　坂野久美子
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７７０号
大津市野郷原２丁目６番24号
破産者　田井　輝彦
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７０号
滋賀県大津市青山１丁目14番13号
破産者　橋本　光彦
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５号
和歌山市杉ノ馬場２丁目79番地
破産者　志賀　敏行
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２４６号
和歌山市土入137番地の２、開始決定時の住所和歌山市和歌浦南２丁目２番26号
破産者　西中電化センターこと　西中　利雄
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２５６号
和歌山県有田市初島町浜1608番地の33
破産者　坂本　光也
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２５７号
和歌山市杭ノ瀬194番地の１東和第７団地５―１
破産者　中田　正行
1　決定年月日　平成22年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係